

介護保険制度に関連する政省令の改正等について

1 経緯

平成30年度からの介護保険制度の改正及び介護報酬改定を受けて、関連する法令の規定整備が行われている。平成30年3月22日付け官報により公布された政省令の改正等により、区として関係条例の規定整備が必要とされているところである。

2 規定の整備

(1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正

ア 看護小規模多機能型居宅介護の指定事業者について

地域密着型サービスの事業者として指定を受けられる者は法人に限られているところであるが、看護小規模多機能型居宅介護に限り、病床を有する診療所を開設する者にも認めることとする。

当該サービスは、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、主に医療ニーズが高い要介護の方に提供するものであり、通いや泊まり、訪問のサービスを一元的に管理し、利用者や家族の状態に即応できるサービスを組み合わせることができ、今後、利用ニーズが高まることが予想されるため。

イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護の人員基準について

従事できる訪問介護員等のうち、政令で定める者について、「初任者研修課程を修了した者に限る」と、明確化する。

ウ 「認知症」の定義について

介護保険法第5条の2「認知症に関する調査研究の推進等」が「認知症に関する施策の総合的な推進等」と改正され、第2項及び第3項が追加された。

(2) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正

上記(1)ウと同様に、介護保険法の改正に伴い規定を整備するもの。

(3) 介護保険法施行令

介護保険料の所得段階判定において用いている合計所得の金額について、租税特別措置法の特別控除額がある場合には、その控除額を除いた額とすることに伴う規定の整備を行い、項番号が変更されるもの。

3 改正についての考え方

今回改正された国の基準等のうち、上記（1）ア、イ及びウに関しては、地域包括ケアシステムの深化や高齢者が必要とする介護サービスの適切な提供を図る内容である。

以 上